

義務教育費国庫負担制度の存続と 更なる充実を求める意見書案（案）

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

また、「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上に負うところが大きいところでもある。

義務教育費国庫負担制度の対象外となり、一般財源で措置されている教材購入費、図書購入費及び情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域格差が生じているように、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋裕幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善 計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案（案）

平成 29 年 4 月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、教職員の定数に関し、小中学校等における「障害に応じた特別の指導」や「日本語を理解し、使用する能力に応じた指導」を充実させるため、基礎定数が新設された。

しかしながら、学級編制については、平成 23 年に小学校 1 年生の学級における標準が 40 人から 35 人に引き下げられて以降、法改正が行われていない。

平成 28 年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、小中学校の教諭の 1 週間当たりの学内総勤務時間は、10 年前の同調査と比較して、それぞれ 4 時間又は 5 時間以上増えており、小学校では担任児童数、中学校では授業担当生徒数が多いほど、勤務時間が長くなる傾向が示された。

また、中学校では、教諭の半数以上が、1 か月当たり 80 時間を超える時間外労働（いわゆる「過労死ライン」を超える時間外労働）をしている実態があることが明らかとなった。これらのことを踏まえ、教育再生実行会議第十次提言においては、「教育の質の向上や様々な教育課題への対応が求められる中、教師の長時間勤務に支えられている状況は既に限界」に来ていると指摘されている。

山積する教育問題の解決を図り、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、それに伴う計画的かつ安定的な教職員の定数改善を行うとともに、教育予算を拡充し教育条件の整備を更に進めていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋裕幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案（案）

厚生労働省の平成 28 年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 13.9%となり、およそ子ども 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言える。

平成 26 年 1 月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策を推進するに当たっては、教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携した支援を行うなどの取組が必要であり、そのためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる配置の拡充が求められる。

また、平成 29 年度から、高等教育段階での給付型奨学金が創設されたが、経済的に厳しい状況にある学生等の就学及び修学を支援する奨学金としては十分であるとは言い難く、更なる拡充が求められるところである。加えて、児童養護施設の入所者をはじめとした社会的養護を必要とする学生等に対しては、入学の準備に要する費用の負担を軽減するため、入学前に給付するなどの対応を図る必要がある。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋裕幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

財務大臣

文部科学大臣

学校における防災対策の充実を求める意見書案（案）

地震活動の長期評価を行っている文部科学省所管の地震調査研究推進本部において、本年1月1日を算定基準日とする、今後30年程度の間における南海トラフ巨大地震の発生確率は、70%程度となっている。

現在、公立学校施設における校舎等の建物の耐震化はおおむね完了している一方、屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒落下防止対策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策は引き続き推進していくことが求められている。

また、学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、災害時の地域住民の避難所に指定されているところが数多くあるなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。この面からも、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した学校施設の高台移転や耐震性・耐火性など安全対策の確保、避難者の生活を支えるトイレや自家発電設備など防災機能の強化、食料・飲料等の備蓄及び避難所の円滑な運営方法の確立等は、喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組みされるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋裕幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣